

令和元年度 伊丹市立天王寺川中学校いじめ防止等のための基本方針

伊丹市立天王寺川中学校

1 いじめ防止等のための基本方針策定の経緯

(1) 本校の教育方針等

本校は、「自分を育て 自分を生かし 社会を明るく」という校訓のもと、「夢と誇りのある生徒の育成」を学校教育目標に掲げ、自分の意志・判断で自らの責任をもち行動する態度を育てることを目指している。

(2) いじめ防止等のための基本方針策定の理由

本校の教育方針等の実現のため、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための基本方針全体計画を定める。また、重大事態の対応は関係機関と連携し慎重に対応する。

(3) 法的根拠

本校の基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第3条の基本理念を踏まえるとともに、第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）を参酌して策定する。

2 基本的な方向

(1) 本校教育への生徒指導の位置づけ

① 生徒指導の経緯

本校は数年前まで生徒指導上の諸問題が多発し、教育活動に支障をきたすことがしばしばあった。また、家庭環境の急激な変化等様々な生活上の課題を抱えながら登校している生徒もいる。このような状況の中、生徒指導上配慮を要する生徒の多くは、コミュニケーション能力や自己学習力の不足などが自尊感情や自己肯定感の低さにつながっている。また、近年のスマートフォン等の所持率の増加から、インターネットを中心としたメールやSNS等を介した人間関係のトラブルが増加傾向にあり、いじめの温床となるケースがある。

そこで、授業規律の徹底を図り、共感的な人間関係のもと、自己存在感や自己決定の場を与える授業を創造するとともに、特別支援教育の視点を取り入れた生徒指導により、個々の生徒の実情に応じたきめ細やかな指導に努め、以下の指導体制を構築し取り組む必要がある。

② 生徒指導の考え方

生徒指導は、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動である。

本校における生徒指導が、すべての生徒の個々の人格のよりよい形成を促すとともに、学校生活がすべての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものとなることを目指していく。また生徒指導は、学校の教育目標を達成する上で、重要な機能を果たすものであり、

学習指導と並んで本校教育において重要な意義を持つものであると考える。

さらには、生徒指導が、教育課程の内外において生徒の心身の健全な成長を促し、現在及び将来における自己実現を図るための能力の育成を目指すという積極的な意義を踏まえ、教育活動全体を通じて行われるよう努めていく。

本来、生徒指導は生徒と教職員の信頼関係の上に成り立つものである。そのため、教職員が共通理解を図り、有効に機能する校内組織を背景として、生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する生徒等を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開し、日々研鑽を怠らないことが重要である。

特に、生徒指導上の諸問題等の未然防止が最重要であると捉え、教職員の資質向上、生徒のきめ細かな実態把握に計画的に取り組む。

③ 生徒指導の教育課程上の位置づけ

生徒指導は、教育課程における特定の教科等だけで行われるものではなく、教育課程のすべての領域で機能されるべきものである。そして、休み時間や放課後に行われる個別指導、補充的な学習指導、随時の教育相談、部活動など教育課程外の教育活動においても機能するものである。

本校においては、特に生徒に自己肯定感を持たせることや共感的な人間関係の育成、自己決定の場を与える視点から、「わかる授業」の創造を目指している。また、特別活動の充実による望ましい学級集団づくりや自尊感情の育成、道德教育の充実による規範意識の醸成を図る。

（２） 生徒指導の体制

生徒指導が組織的に機能することが重要であることから、週１回定期的に開催する生徒指導委員会を「いじめ対応チーム」として位置づける。また原則として学期に１回「いじめ対策会議」を開催する。

「いじめ対応チーム」の構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、ふれあい相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとし、その他必要に応じたものとする。

また、協議事項は、生徒指導目標に基づく生徒指導計画の企画立案、その進捗状況、生徒の実態把握に基づく情報交換及びそれに基づく対処方針や具体的な取組計画等である。

「いじめ対応チーム」の協議結果等は、必要に応じて職員会議や学年会議等において周知し、全教職員で共通理解を図るほか、組織的な取組を推進する。

（３） 学校、家庭、地域の連携

本校の校訓の３つ目、「社会を明るく」は、地域と密着し貢献できる人材の育成を目指している。この校訓に則り、本校はかねてより、地域や家庭との連携の推進を図り、教育活動のあらゆる分野について可能な限り情報を公開し、地域の諸団体等やＰＴＡとの連携の下、取組を進めてきた。今後も、ＰＴＡや地域の社会福祉協議会、保護司会、補導委員連合会等と連携した取組を積極的に展開していく。

（４） 生徒会等による主体的な活動

生徒指導の目的である、自己指導の能力や自己実現のための態度の育成は、本校の生徒会活動の目標と密接に関わっている。

そのため、本校では、開発的な生徒指導の観点から、生徒会等による主体的な活動を充実させ、所属する集団を、自分たちの力で円滑に運営することを学ばせる。また、集団生活の中でよりよい人間関係を築き、それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ばせる。さらに、集団としての連帯意識を高め、集団の一員としての望ましい態度や行動の在り方の学びを充実させる。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないために、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

ネットいじめへの対応は、インターネット上の不適切な書き込み等を発見した場合、被害の拡大を防ぐため慎重かつ迅速に対応する。名誉棄損やプライバシー侵害等は、プロバイダに対して速やかに削除を求め、必要に応じて警察、法務局に協力を依頼する。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが

ある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合又は重大事態が疑われる場合は、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の助言等を踏まえて、学校が主体となって、いじめ対応チームで調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市教育委員会の附属機関と協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

誰からも信頼される中学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が現状に即して効果的に機能しているかについて、生徒指導委員会（いじめ対応チーム）を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、地域を巻き込んだ学校の基本方針となるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。